

## 埼玉県障害者活躍推進計画策定・推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第7条の3の規定に基づく障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）の策定若しくは変更又は当該計画に基づく取組の実施に資するよう、「埼玉県障害者活躍推進計画策定・推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 障害者活躍推進計画を策定し、又は変更するに当たって必要な事項について審議すること。
- (2) 障害者活躍推進計画の実施状況を把握し、その推進のために必要な事項について審議すること。

### (構成)

第3条 委員会は、別表第1の職にある者をもって構成する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、人財政策局長をもってこれに充てる。
- 4 副委員長は、人事課長をもってこれに充てる。

### (会議)

第4条 委員長は委員会を招集し、議長となり会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。
- 4 委員長は、委員会における審議の経過及び結果を整理の上、記録しておかなければならない。

### (幹事会)

第5条 委員会の取扱事項を整理するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長及び副幹事長は、それぞれ人事課長及び人事課副課長をもってこれに充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を招集し、議長となり会務を総理する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故ある時は、その職務

を代理する。

7 幹事長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。

(分科会)

第6条 委員長は、第2条に定める事項について専門的な協議又は調整をするため、委員会に分科会を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会、幹事会及び分科会の庶務は、人事課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条 関係)

委員長	人財政策局長	
副委員長	総務部人事課長	
委員	主管課等	秘書課長 企画財政部企画総務課長 総務部税務課長 県民生活部県民広聴課長 危機管理防災部危機管理課長 環境部環境政策課長 福祉部福祉政策課長 保健医療部保健医療政策課長 産業労働部産業労働政策課長 農林部農業政策課長 県土整備部県土整備政策課長 都市整備部都市整備政策課長 出納総務課長 労働委員会事務局審査調整課長
	関係課所	企画財政部行政・デジタル改革課長 総務部職員健康支援課長 総務部管財課長 福祉部障害者福祉推進課長 福祉部障害者支援課長 産業労働部雇用労働課長
	他任命権者	選挙管理委員会書記長 (市町村課長) 企業局総務課長 下水道局下水道管理課長 議会事務局総務課長 監査事務局監査第一課長 人事委員会事務局総務給与課長 教育局教育総務部総務課長 警察本部警務部参事官兼警務課長

別表第2（第5条関係）

幹事長	総務部人事課長	
副幹事長	総務部人事課副課長	
幹事	主管課等	秘書課主幹 企画財政部企画総務課主幹 総務部税務課副課長 県民生活部県民広聴課主幹 危機管理防災部危機管理課主幹 環境部環境政策課主幹 福祉部福祉政策課主幹 保健医療部保健医療政策課主幹 産業労働部産業労働政策課主幹 農林部農業政策課主幹 県土整備部県土整備政策課主幹 都市整備部都市整備政策課主幹 出納総務課主幹 労働委員会事務局審査調整課主幹
	関係課所	企画財政部行政・デジタル改革課主幹 総務部職員健康支援課主幹 総務部管財課主幹 福祉部障害者福祉推進課主幹 福祉部障害者支援課主幹 産業労働部雇用労働課主幹
	他任命権者	選挙管理委員会主幹 企業局総務課主幹 下水道局下水道管理課主幹 議会事務局総務課主幹 監査事務局監査第一課主席監査員 人事委員会事務局総務給与課副課長 教育局教育総務部総務課主幹 警察本部警務部警務課課長補佐